

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
は、翌日
の翌日
に当る)

目 次

- ◇ 示 昭和三十九年九月鳥取県告示第五百十六号の廃止
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第四百八十二号の廃止
- 道路の区域の決定
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号の一部改正

告 示

鳥取県告示第二百三十九号

昭和三十九年九月鳥取県告示第五百十六号（しかの和泉荘の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託について）は、廃止する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十号

昭和三十九年八月鳥取県告示第四百八十二号（大山観光会館の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託について）は、廃止する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般 国道	一七八号	岩美郡岩美町大字陸上字平磯一、八 五三地先から 大谷字越後谷二、二 一三―三三三三先まで	三・五 一四・〇	二一、二五六〇
〃	三二三号	倉吉市宮川町字池田一、〇一四の六 地先から 東伯郡関金町大字山口字山東大河原 一、〇五三三先まで	四・五 三〇・〇	一九、六九四・〇

鳥取県告示第二百四十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号（廨の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県宮境港魚市場 境港市栄町」を「鳥取県境港水産事務所 境港市栄町」に、「鳥取県尾際治水ダム建設事務所 八頭郡佐治村大字尾際六

「鳥取県尾際治水ダム建設事務所 八頭郡佐治村大字尾際六

六二の二」を 鳥取県鳥取都市開発事務所 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県米子都市開発事務所 米子市久米町七

六二の二

に改め、「鳥取県立養良農業高等学校 西伯郡淀江町大字今津

」

「鳥取県立米子南高等学校 米子市長砂町一八八

二八六」を削り、 鳥取県立米子工業高等学校 米子市博労町四丁目二二

「鳥取県立米子南商業高等学校 米子市長砂町一八八

を 鳥取県立米子工業高等学校 米子市博労町四丁目二二〇 に、「

鳥取県立西部農業高等学校 西伯郡淀江町福岡二四 」、

鳥取県鳥取警察署 鳥取市田島一二六の一」を「鳥取県鳥取警察署 鳥取

市青葉町三丁目一二七」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価】一部一箇月三百円(送料を含む。)